

大阪市の事業報告書による課題と方向性は上記のようにまとめられています。
 この中には、府も協働している事業が含まれています。

「越年対策事業」については、大阪府も幾ばくかの負担をしていますが、昨年末から今年度にかけての越年対策については、事業終了後になって負担金の減額を申し入れるなど、過去の経緯をご破算にして撤収しようという動きが見受けられます。「越年対策事業」は、これまでの形で継続されることがもはや現実にそぐわないということはあるかもしれませんが、現実にそぐった代替案を出し協働を維持するということができれば、無責任のそしりは免れ得ないと考えられます。

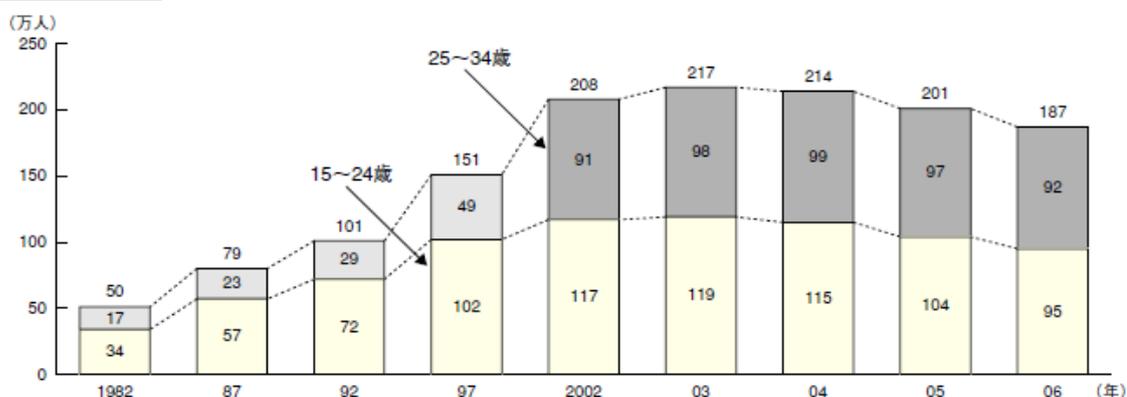
「高齢日雇い労働者就労支援事業」についても、府市見合いの負担で維持されていますが、橋下府政の見直しで来年度については、7月までの契約となり、大阪府もそれにならうなど先行きが見えにくくなっています。

「大阪ホームレス就業支援センター」の運営については、大建協からの「モチ代・そうめん代」負担分を投入して就労確保にまわすなど努力してきましたが、その資金が無くなり、仕事確保の面では手詰まり感があります。

大阪府も財政事情優先であることは変わりなく、理論づけとは関係なく、様々な事業が縮小傾向にあり、それに変わる新規事業の萌しはありません。

第3節 大阪における「若年就労問題」

詳細データ 年齢階級別フリーター数の推移



資料：1982年、87年、92年、97年については総務庁統計局「就業構造基本調査」を労働省政策調査部にて特別集計（「平成12年版労働経済の分析」より転記）、2002年以降については、総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」

- (注) 1. 1982年、87年、92年、97年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。
2. 2002年以降については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業生、女性については卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。
3. 1982年から97年までの数値と2002年以降の数値とは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

厚生労働白書（平成19年版）によれば、全国の「フリーター」は数やや減少しつつあるものの、187万人と推計されている。

大阪府が作成した「若年者の雇用実態に関する調査報告書」（平成19年3月）で

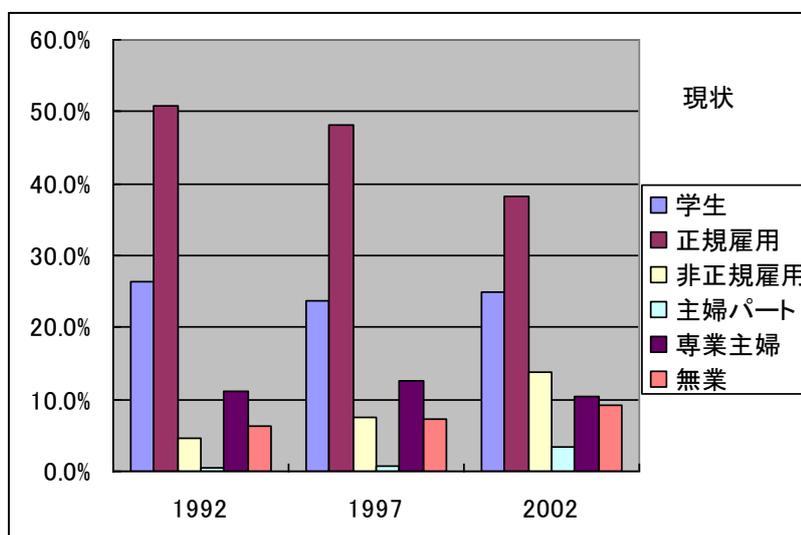
は、「就業構造基本調査」の大阪市分を特別集計し、紹介しています。

それによると、大阪市内若者が非正規雇用で働く割合は、1992年の4.6%から2002年の13.7%へと3倍になっていることが分かります。

現状(若者(15~34歳))

	学生	正規雇用	非正規雇用	主婦パート	専業主婦	無業	
1992	26.4%	50.9%	4.6%	0.5%	11.1%	6.4%	100.0%
1997	23.7%	48.1%	7.4%	0.7%	12.7%	7.3%	100.0%
2002	24.8%	38.3%	13.7%	3.5%	10.5%	9.1%	100.0%
	学生	正規雇用	非正規雇用	主婦パート	専業主婦	無業	
1992	187,836	362,154	32,729	3,558	78,977	45,536	711,500
1997	167,701	340,356	52,362	4,953	89,865	51,655	707,600
2002	175,336	270,781	96,859	24,745	74,235	64,337	707,000

報告書では、パーセントでしか数値が明らかにされていませんが、当該若者の全体の数字は明らかにされていますので、それを使って計算すると、2002年での「非正規



雇用」で働く若者は約97,000人ということになります。

「無業」は、約46,000人から約64,000人へと増えています。大雑把すぎますが、この二つを「ニート・フリーター」とすれば、2002年で約16万人ということになります。

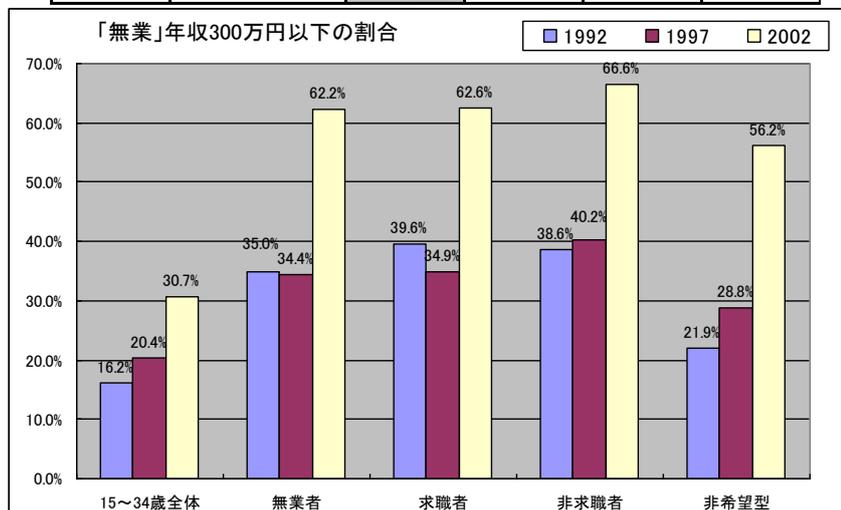
無業者	求職型	・無業者の内 ・収入になる仕事をしたいと思っているもの ・仕事を探したり、開業準備をしているもの
	非求職型	・無業者の内 ・収入になる仕事をしたいと思っているもの ・仕事を探したり、開業準備などなにもしていないもの
	非希望型	・無業者の内 ・収入になる仕事をしたいと思っていないもの

「無業者」は、3つの類型に分けられます。就職活動等をおこなっていない失業者、仕事のつきたいと思っているが、具体的な行動をしていないもの。そして、仕事に就く意思のないもの、です。

以上の類型が含まれる世帯（親との同居等含む）で年収300万円以下を見ると、左端の若者を含む世帯全体としても、調査ごとに年収300万円以下の割合が増加傾向にあることが分かります。

「無業」年収300万円以下の割合

	15～34歳全体	無業者	求職者	非求職者	非希望型
1992	16.2%	35.0%	39.6%	38.6%	21.9%
1997	20.4%	34.4%	34.9%	40.2%	28.8%
2002	30.7%	62.2%	62.6%	66.6%	56.2%



無業者全体

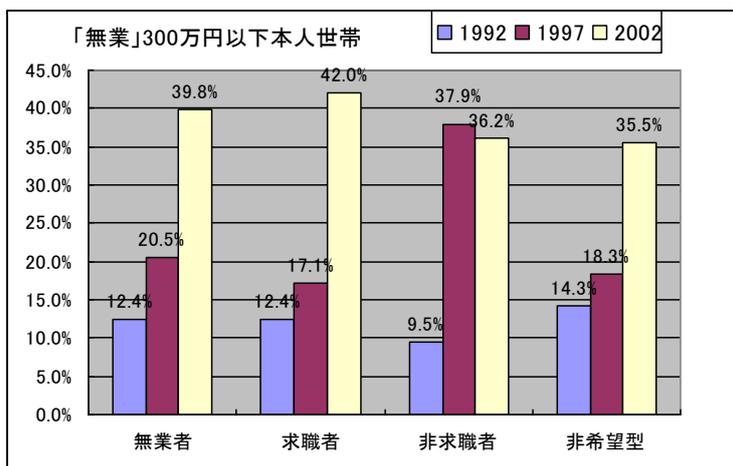
では2倍近く増加しています。もっとも、増加率が多いのは、「非希望型」です。

本人世帯だけ、ようするに無業単身世帯を抜き出すと、親世帯からの分離、単身化の傾向が著しいことがわかります。

「無業」年収300万円以下・本人世帯の割合

	無業者	求職者	非求職者	非希望型
1992	12.4%	12.4%	9.5%	14.3%
1997	20.5%	17.1%	37.9%	18.3%
2002	39.8%	42.0%	36.2%	35.5%

表は300万円未満で作成されていますが、100万円未満は、無業者全体の6割近くありますし、非求職者・非希望型では7割を超えています。もはや、「ホームレス」寸前といえます。



「就業構造基本調査」ではわかり得ない

層の調査を、厚生労働省は「日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」として実施し、平成19年8月に公表しています。以下は、その公表資料の紹介です。

II. 住居喪失不安定就労者の実態に関する調査のポイント

(1) ネットカフェ等のオールナイト利用者の概数推計と実態（全国）

○ ネットカフェ等をオールナイトで利用する者は、全国で1日当たり約60,900人と推計される。

○ オールナイトの利用理由は、「パソコン等を利用するため」(52.8%)、「仕事や遊び等で遅くなり帰宅がおっくう」(27.8%)が多く、「住居がなく寝泊まりするために利用」(=住居喪失者)は7.8%。

(2) 「住居喪失者」の概数推計 (全国)

○ 住居を失い寝泊まりのためにネットカフェ等を週半分以上常連的に利用する「住居喪失者」は約5,400人と推計される。そのうち「非正規労働者」は約2,700人(「短期派遣労働者」約600人、「短期直用労働者」1,200人を含む。)、 「正社員」約300人、「失業者」約1,300人、「無業者」約900人と推計される。

○ 年齢構成では20歳代と50歳代に2つの山が見られた。

(3) 「住居喪失者」の生活就業実態

○ 住居を喪失した理由は、「仕事を辞めて家賃等を支払えなくなったため」(東京32.6%・大阪17.1%)、「仕事を辞めて寮や住み込み先を出たため」(東京20.1%・大阪43.9%)、「家族との関係が悪く住居を出たため」(東京13.8%・大阪12.2%)など。

○ 住居確保に当たっての問題(複数回答)は、「アパート等の入居に必要な初期費用をなかなか貯蓄できない」(東京66.1%・大阪75.6%)、「アパート等に入居しても家賃を払い続けるための安定収入がなく不安」(東京37.9%・大阪58.5%)、「アパート等の入居に必要な保証人を確保できない」(東京31.3%・大阪24.4%)など。

○ 求職活動に当たっての問題(複数回答)は、「日払いでないと生活費が続かない」(東京

40.2%・大阪53.7%)、「履歴書に書く住所がない」(東京30.4%・大阪56.1%)など。同調査では、大阪市内での住居喪失不安定就労者約900人とされていますが、「若者調査」

表1 住居喪失不安定就労者等の推計値

(人)

①住居喪失者	約5,400
東京23区内	約2,000
名古屋市内	約200
大阪市内	約900
②住居喪失非正規労働者(③+住居喪失長期非正規)	約2,700
東京23区内	約1,400
名古屋市内	約100
大阪市内	約400
③住居喪失短期労働者(④+⑤)	約1,700
④住居喪失短期派遣労働者	約600
⑤住居喪失短期直用労働者(直接雇用)	約1,200
⑥住居喪失正社員	約300
⑦住居喪失失業者(仕事をしていない(探している))	約1,300
⑧住居喪失無業者(仕事をしていない(探していない))	約900

(注) 都市別の小文字の数字は、サンプル数が少ないため、参考値として取り扱う必要がある。

四捨五入の関係で合計が合わないものがある。約60,900人は<1日あたり利用者数>ベースの数字であるが、この表の数字は、これに基づき一定の推定式を用いて<存在数>ベースの数字を推定しているため、例えば住居喪失者の数(約5,400)が単純に60,900×7.8%の値となっていない。

で明らかにされた無業単身世帯の動向を見る限り、今後の急増が懸念されます。

釜ヶ崎の中で、無料職業紹介をおこなう釜ヶ崎支援機構お仕事支援部へ就職相談のために訪れる相談者の年齢は、30歳代の占める割合が増える傾向を示しています。

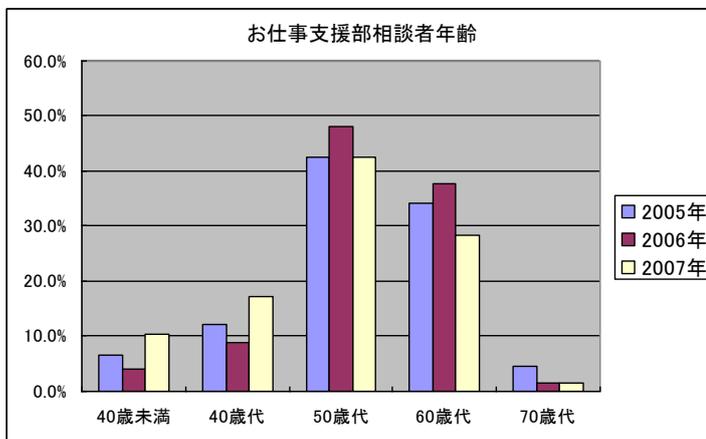
若者だけでなく、単身中年の無業者も増えています。

これらの人びとは、正規雇用はおろか非正規雇用にも付けないでいる人びとであるといえます。

釜ヶ崎の日雇い労働者は、日本全国の日雇い労働者の中で、より不安定で単身を特徴とする「寄せ場日雇い」ですが、不安定雇用層が増大中、若者・中年を問わず、ここで見られる無業単身者は、いうなれば現代版「寄せ場日雇い」とも言い得る存在だと言えます。

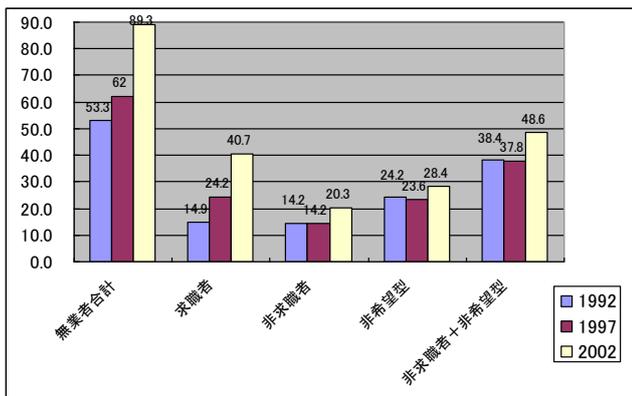
釜ヶ崎の地での労働者の加齢によって生じた現象が、大阪市内、日本全国で生じることは確実であると考えられます。

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
2005年	7	13	46	37	5	108
2006年	43	93	510	400	15	1061
2007年	67	112	276	185	10	650



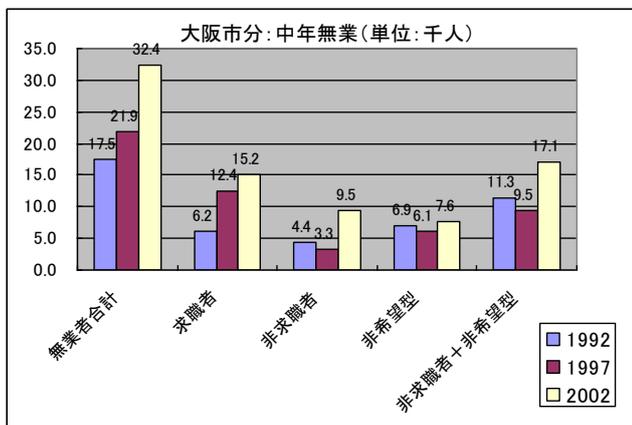
全国：中年層(35-49歳)における無業者とその内訳(万人)

	無業者合計	求職者	非求職者	非希望型	非求職者+非希望型
1992	53.3	14.9	14.2	24.2	38.4
1997	62	24.2	14.2	23.6	37.8
2002	89.3	40.7	20.3	28.4	48.6



大阪市：中年層(35-49歳)における無業者とその内訳(千人)

	無業者合計	求職者	非求職者	非希望型	非求職者+非希望型
1992	17.5	6.2	4.4	6.9	11.3
1997	21.9	12.4	3.3	6.1	9.5
2002	32.4	15.2	9.5	7.6	17.1



第4節 社会的排除と包摂（ソーシャル・インクルージョン）

2006（平成）18年12月、翌年3月の統一地方選挙をひかえ、釜ヶ崎地区内にある建物に居住していない者の住民登録が3,530人あることが問題となり、結局2,700人の住民票が職権削除となりました。

今の日本の社会が、「個人認証」の基本的な役割を住民登録に依拠していることから、住民登録を失うことは、社会生活上様々な不利益をもたらすこととなります。住民票削除問題で、住民票設定できない野宿生活者の社会諸制度利用からの排除が、改めて問題として浮かび上がってきました。

たとえば、選挙人名簿は住民基本台帳を参照して作成されていますから、住民基本台帳から削除される事は、投票権を奪われることとなります。国民健康保険にも加入できなくなります。今回削除された中にも、苦しい中から健康保険料を払って板にもかかわらず、住民票を削除され、「住民」でなくなったことにより、国民健康保険から排除されました。

公共サービスからの排除、社会的排除は、排除されたものに、経済的困窮だけでなく社会的孤立や路上死を強いることとなります。

居住・住所設定する場をもたないことによって、利用することができなくなる社会保険・公的扶助には次のようなものがあります。

- 雇用保険—雇用保険の給付金は、住民票に記載されている住所を管轄する職業安定所でなければ受けることができません。
- 年金—年金手続きに困難が生じます。雇用保険でもそうですが、銀行振り込みとなるので、口座が開設できなければ、結果として受け取ることができません。
- 国民健康保険・介護保険—住民票を置いてある自治体の被保険者となることになっていますので、加入することができません。
- 生活保護—居所が確保されていない状態では、救急入院・施設入所以外の一般的な居宅保護を受けることができません。

一般的なことでいえば、携帯電話を買うこともできません。連絡先がなければ、就職活動で面接を受けることもできません。

社会的排除はまた差別の結果であり、差別を拡大するものでもあります。今、高齢で野宿を余儀なくされている元釜ヶ崎の日雇労働者は、中学校を卒業して集団就職で工場へ、都会へ地方から出てきた人びとが多くいます。若者らしい夢を描き、職を転々として釜ヶ崎の日雇労働者となった結果、「立ちん坊・アンコ」と差別され、野宿するようになってからは「浮浪者」と呼ばれるようになります。

永年勤め続け、年金受給前に会社が倒産、年金受給年齢が来るのを楽しみに野宿を続ける人も「浮浪者」と呼ばれ、石を投げられ、蹴飛ばされています。

社会的排除は、結果として把握されますが、包摂は、現在の生活状態を経済的に「世

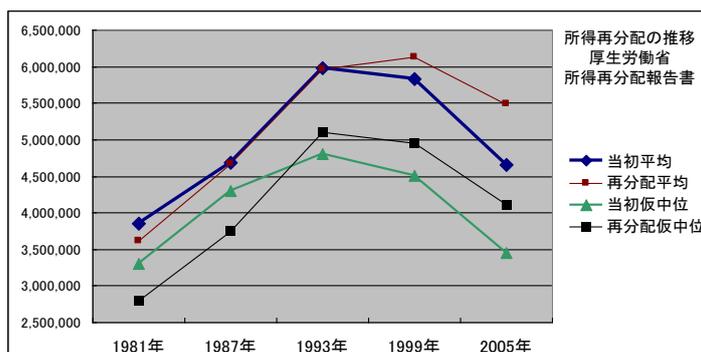
間並み」に引き上げることだけでは充分ではありません。野宿に至る過程で、失ったもの、背負い込んだものを解決しなければ、安定した社会生活に戻ることは困難です。虹連調査はそのことを明らかにしています（参考10）。

これは過去のことで、取り返しの付かないことではありません。現在、今の問題でもあります。

2008（平成20）年3月26日、新聞各紙夕刊が伝えたところによると、大阪府大東市の今年高校を卒業した少年が、岡山駅でなんのゆかりもない人をホームから突き落とし、死に至らしめています。少年は、大学に進み、医者になりたいという希望を持っていましたが、経済的事情で断念、就職を決めることなく卒業していたということです。

これを、少年の弱さということは簡単ですが、社会から、社会の本流から排除された存在となったという自己認識と孤立感が原因であるとも考えられます。競争社会であり、結果の平等は保障しないというのであれば、競争を公平に成り立たせるために社会は努力をすべきでしょう。

厚生労働省の「所得再分配報告書」によれば、「平成好景気」の結果は、世帯所得の上昇ではなく、減少をもたらしています。総務省の「全国消費実態調査」においても、世帯所得の減少が確認されています。



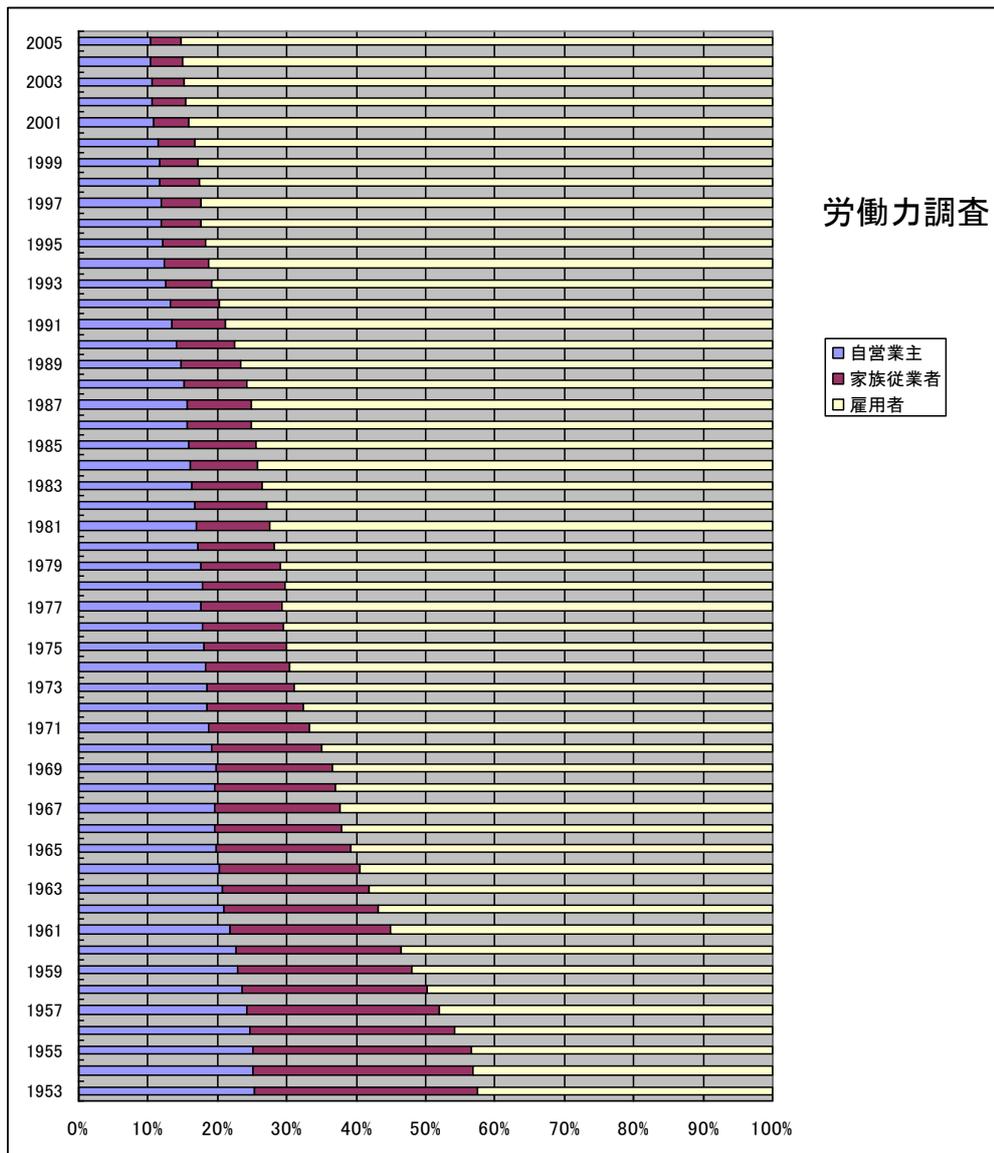
調査世帯の収入を低額順に並べ低い額から世帯数で全体の20%まで積み上げた五分位第一階級の最高所得は、1999（平成11）年の413万円から2004（平成16）年の374万円へと減少しています。

失業・非正規雇用・高齢世帯の増大の影響と考えられます。

全国消費実態調査

		年間収入五分位階級	平成11年	平成16年
全世帯	第Ⅰ階級		～413万円	～374万円
	第Ⅱ階級		413～578	374～517万円
	第Ⅲ階級		578～763	517～689万円
	第Ⅳ階級		763～1029	689～940万円
	第Ⅴ階級		1029万円～	940万円～
		年間収入十分位階級	平成11年	平成16年
全世帯	I		(～321万円)	(～297万円)
	II		(321～413)	(297～374)
	III		(413～496)	(374～445)
	IV		(496～578)	(445～517)
	V		(578～664)	(517～599)
	VI		(664～763)	(599～689)
	VII		(763～880)	(689～797)
	VIII		(880～1029)	(797～940)
	IX		(1029～1294)	(940～1180)
	X		(1294～)	(1180～)
勤労者世帯	I		(～399万円)	(～360万円)
	II		(399～490)	(360～451)
	III		(490～570)	(451～527)
	IV		(570～650)	(527～600)
	V		(650～730)	(600～680)
	VI		(730～819)	(680～760)
	VII		(819～927)	(760～858)
	VIII		(927～1061)	(858～989)
	IX		(1061～1300)	(989～1200)
	X		(1300～)	(1200～)

	当初所得階級	累積比	平均当初所得	再分配所得階級	累積比	平均再分配所得	再分配/当初
2005年	300～350	49.6	465.8万円	350～400	44.8	549.5万円	118.0%
	350～400	53.3		400～450	50.5		
1999年	400～450	45.8	583.1万円	450～500	49.1	612.9万円	105.1%
	450～500	50.7		500～600	59.9		
1993年	450～500	49.1	598.4万円	450～500	49.2	596.7万円	99.7%
	500～600	58.1		500～600	60.5		
1987年	350～400	48.5	468.7万円	350～400	50.0	466.9万円	99.6%
	400～450	55.9		280～320	52.1		
1981年	280～320	46.6	384.8万円	240～280	41.9	361.9万円	94.0%
	320～360	54.8		280～320	52.1		



「労働力調査」によれば、農林漁業を除く就業者では、自営業・家族従事者の占める割合が減少し続け、雇用者が全体の8割を超えていることが分かります。

家業を継が無ければならないという限定や家業を手伝わなくてはならないという限定要因が減少し、若者にとって、自由な競争社会、選択肢の多い豊かな世界が開けているとも見えます。しかし、若者を脅かす未来は、「平成好景気」が世帯所得の増加に結びついていないことに示されているように、そして、「ネットカフェ難民」が示すように、フォーゲルフライプロレタリアート（家族や地縁や社会保障制度からの保護をあてにすることができず、唯一の自己資源である労働力を買ったたかれたあげく使い捨てられ、路上で死に、鳥についばまれるに任される存在）として、市場社会をさまようしか選択肢がないことによって、閉ざされています。大東市の少年は、その未来を受け入れることを否定し、自殺でなく、刑務所へ逃げ込むという「社会的自殺」を

選択したのだと考えることができます。

現状をもたらしたものは、経済至上主義であり、市場の原理です。現状を誰しもがよく生きられる社会へと変えることは、経済至上主義や、市場の原理ではできません。

もはや、働いて収入を得る機会が拡大すること、完全雇用の状態が実現できることは、経済至上主義や、市場の原理では達成できないことは明らかです。コストの削減は人件費の削減でしかできないほど、合理化が進んでいるからです。そのことは、生産性の上昇を示し、直接生産に参加しない人にも配分が可能な状態であることを示しています。その部分を、金融資本化し、諸物価の高騰の原因となる先物取引に投入したりするのでなく、厚生へと振りむける必要があります。

それを選択することができるのは、議会制民主主義国家では、「政治」だけです。

第5節 提言について

○ホームレス予防の観点から

*年金制度の一元化。保険年金制度から無拠出年金制度への移行。支給年齢の60歳への引き下げ。最低支給額の引き上げ（月額12万円）。

- ・野宿生活者の中には、月額6万円の年金を受けている人がいます。この額では野宿生活を解消することはできません。またアパート生活に移行したとしても、生活を継続して維持することはできません。
- ・従前の厚生年金支給開始年齢は、男60歳・女55歳でした。これが昭和61年の年金制度見直しにより、公的年金の支給開始年齢は原則として65歳となりました。1948（昭和23）年生まれの人は今年60歳を迎えますが男子の場合64歳まで報酬比例部分を除き、定額部分・加給年金の支給を受けることができません。
- ・社保庁によると、65歳以上の高齢者のうち、若いころ公的年金に加入したことがあるのに、加入期間が足りず無年金になっている人が約41万人います。また、現役世代の国民年金加入者で、これから保険料を払っても受給資格を得られないと見られる人も約39万人います。実際はもっと多くの無年金者が存在しています。

*障害者年金の廃止。無拠出年金制度と統合。

*ハローワーク求職登録者への無拠出求職給付金の支給（月額12万円）。社会活動参加の義務化。

- ・釜ヶ崎支援機構お仕事支援部や若者調査に見られるように、野宿状態やその直前の状態で就職活動をする人びとがいます。それらの人びとを限られた労働市場へ闇雲に投入することは、労働単価の引き下げをもたらし、働く貧困層を増やすだけで、混乱を複雑化するだけです。生活を保障し、労働市場に混乱をもたらさない形での再参入、あるいは、社会的有用労働への導入が図られる必要

があります。

- *生活保護制度予算の国負担を100%とする。扶助義務調査の廃止。医療単給の確立。
 - ・最低生活保障は、国の責任においてなされるべきものです。濫給防止策としての、地方自治に対する不信を前提とした、地方負担は解消される必要があります。
 - ・扶養義務調査は、現実の家族・親族関係に即しておらず、生保受給のスティグマ性と相俟って、生保受給への障壁を高めています。結果、野宿生活者が増えることになっています。
 - ・資産調査も、緩和されるべきです。土地家屋を担保とした生活費融資制度もありますが、もっと簡便化される必要があります。
- *地域福祉計画による小地域活動への予算投入。社会活動領域の拡充・活性化。
 - ・自営業者の減少は、地域活動の低下の原因となっています。稚気社会の活性化を図るのであれば、地域活動を担うことが、地域経済の活性化にも結びつく形にする必要があります。若者・高齢者が地域経営の担い手として活動することが、「仕事」として評価され、ある程度の対価が保障される必要があります。
 - ・高齢者の生き甲斐づくりだけでなく、「ニート・フリーター」の社会参加意識の向上と勤労意欲の昂進をもたらすことになると考えられます。

○野宿生活者対策

- *福祉事務所・巡回相談・社会福祉士会・民間支援団体等による事例検討会議の常設。
 - ・大阪市内を除く府下では、巡回相談と福祉事務所の連携が重要です。巡回相談は大阪府社会福祉協議会、大阪社会福祉士会、大阪府総合福祉協会が委託を受けて事業に携わっていますが、相談員の処遇が悪く、十分な相談体制が整えられていないように見受けられます。
 - ・大阪市内巡回相談員の処遇も改善される必要があります。地域ごとに関係機関の定期的な事例検討会がもたれる必要があります。
- *生活保護法の無差別平等原則の徹底と民生委員活動の建て直し。
 - ・自立支援センターには野宿期間ゼロの人たちも入所しています。居所を失って、あるいは失う間際になって福祉窓口を訪れた稼働年齢層が、巡回相談を経由して入所しているようです。野宿世尾棒という意味では評価できないわけではありませんが、第一義的には、措置権をもつ期間が対応すべきです。
 - ・民生委員の地域での活動は、地縁組織の縮小、マンション住民を中心として地域住民の把握困難さの増大、民生委員の高齢化などにより弱体化しています。制度の見直しが必要です。
 - ・大阪府は、生活保護制度の運用について適切な指導を行う必要があります。
- *「地べたから畳の上、その後」まで、一貫してサポートする民間団体の取組に対

する支援。

- ・巡回相談事業の経過を示した図でもわかるように、野宿生活者個々の自立支援は紆余曲折がつきものです。行政の福祉職員だけでは対応することは困難です。民間支援団体の活動体制を活用することが有効です。そのためには、活動が成り立つための支援が必要です。

*野宿生活に至る過程、また継続した野宿生活による生活履歴効果を払拭するための長期カリキュラム策定と実施(ホームまたはバックボーン再取得機会提供事業)。

- ・自立支援センターの利用期間は6ヶ月です。期間満了で成果を上げることなく退所を余儀なくされる人びとがいます。利用期間が延長されるとともに、民間アパートを借り上げてのサテライト方式の拡大が必要です。
- ・基礎学力や社会慣習再取得のためのカリキュラムが、就職活動・職業訓練参加前になされる必要があります。

*民間営利企業が採算性により手を出せない分野(環境・福祉等)での起業促進。モデル事業の育成。

- ・釜ヶ崎における高齢者就労事業は野宿を固定化させる事業となっています。就労日数を増加させる必要があるとともに、野宿から畳の上への移行を手助けするための相談機能が強化される必要があります。
- ・就職機会を、今ある労働市場では求めにくい人たちも少なからず存在します。また、営利企業では手を出せない「仕事」もあります。若者や中高年齢者のために、働く場が必要であれば、創り出す必要があります。そうできないのであれば、生活保護を適用する必要があります。どちらが社会の活性化・快適化に貢献するか明らかなことでしょう。

*職業訓練・適正判断のための試行就労の場の確保・創出。

- ・職業に就く前に、ジョブコーチを必要とする人がいます。職場での見守りは、効率を重視する営利企業では歓迎されません。協力企業を広げることが大切ですが、余り多くの企業の参加は見込めません。試行就労の場は、営利追求型でない企業に求めざるを得ません。受け入れ企業の立ち上げ、運営を支援する必要があります。

厚生労働省の施策評価に対する意見、ホームレス自立の支援等に関する基本方針見直しに関する支援団体や自治体の意見が重視され、取り上げられることが望まれます。

以上